

新種保険としての社会保険

庭 田 範 秋

I 保険学における新種保険の把握

保険学もその一つであろうが、およそ通俗的・世俗的に“実学”とされる諸学にあっては、理論の追究と把握ならびに構成が一部においてどうしても甘くなりがちらしい。それというのもそこでの実学とは事業に携わり、企業を経営する資本体、そして企業家や経営者にとって剰余や利潤をより多くもたすための手法や技法を発見し、考案し、よりよく活用するための学問を実学としがちであって、いうならば経営と利益のための学理の考究であって、したがってこのことに直接関連しなかったり、直接作用しないような学理部分はとかく軽んじられて、そのことの結果がその学問全体の理論構造で手の抜かれた部分が出たり、厳密を欠くような現象が生じたりもするのである。

その学問の一部分において力の配分が薄くなる事情は、実学の避けんとして避け難い宿命の一種であろう。だがその分だけ“実効”の実現と達成においては優れてくるということである。確かに実学は社会内の多くの人々の生活にとって、よりよく役に立つ学問であろう。これを拡大して、今日では国民福祉に有効・有益とまで及ぼすかもしれない。役に立つということは、それが当面であれ、将来であれ、そのこと自体において拒否されたり、忌避されたりする事柄ではない。そうみれば、経済学のおおかたは実学たりうるであろう。まして保険学は実学中の最たるものといわれても、決して過分ということにはならない。まことに「保険学は実学的一种」、「実学の一部としての保

険学」なのである。そしてそのような把握されやすいことが別の思わざる影響を保険学そのものにもたらすこともあるのである。それは社会保険を保険学の理論で分析・整理・統合・把握することへの抵抗の発生これである。社会保険は個人的な生活問題の解決に努めつつ、そのことを契機にしての企業利益の追求に尽くす実学たる保険学のよくなじみうるところでない、社会保険に関する学理は実学のそれより高次元のものにして、社会保険学は実学に著しく片寄った学的姿勢の保険学の領域をあまりに多くはみ出している。

社会保険は保険でなく、社会保険学は保険学でないということであろう。かかる立場と見解は、今日でも支持者を多く擁している。社会保険の学者や研究者の少しく度の過ぎた純粋性追求姿勢、そして学問への偏狭性が禍をもたらしたとされもするが、保険学側にも大いに反省するところがあるであろう。保険企業の側からする学問・学理にあまりになりすぎて、場合によっては「保険会社あつての保険であり、保険企業のための保険学」と揚言して憚らない長老学者も確かにあつた。現在でも、若手学者のなかにも「保険業界と保険会社の不為になるような言説は、これを一切しない。業界と会社の不利益に触れることは極力慎む」の姿勢の者、これ決して少なくはない。だからといってこれを過度に批判・非難してはならないと思う。保険はその情報のほとんどを業界と企業の側から与えられるのであり、その流出してくるコック・蛇口を締められては、そもそも研究すら遂行できなくなるほどのだから。それに保険学者は社会的活動の場が狭い。業界と企業を別しては

とんど働き場がないのであるから、みだりに抵抗姿勢をとったり、分離関係に立つことなど学者的生命の存続にもかかわってしまうほどだからである。そして実学としての保険学そのものにも社会的効用は大きく存し、保険学の実学理論の有効性は否定すべくもないのである。

在来の保険学、そこでの学理のおおかたは業界側と企業寄りのそれであった。まさにこのことに実学性が結集されている。保険学の用語のほとんどは保険業界と保険企業の立場から作成・制定されたものにして、いうなれば供給者側・提供者側、つまり保険者側の文言なのである。これを国民大衆・一般庶民が読んだり、聞いたりするのであるから、保険学理の理解はなかなかもって容易でない。需要者・利用者、または消費者などの側からの理論や説明でなく、被保険者・契約者・加入者の側からの発想に基づいて作られた部分は極少である。加えて保険はあまりに特殊な制度である。そこで「保険は好かれない女神」(モーリス・フォーク著、木村栄一・高木秀卓共訳『保険』3頁、1953年5月、白水社)とか、「きらわれる保険学」(佐波宣平著『保険学講案』の「序文」1頁、昭和33年11月、訂正版、有斐閣)とか、Emanuel Herman, "Die Theorie der Versicherung vom Wertschaftlichen Standpunkte" (I Aufl.) では「保険学は経済学の継子である」("Das Versicherungswesen ist das Stiefkind der Volkswirtschaftslehre.")と記述されているほどなのである。ひと昔前の保険ならびに保険学への批判的文書ではあるものの、現在でもなにがしかは生きており、それよりもまず考えさせられるかつての指摘であったろう。この保険と保険学の皮殻を破り、皮質を崩すものがあるとすれば、それがここでの新種保険ならびに新種保険論であろう。新種保険論はまさに在来の保険学を変革する使命をもって登場してきたものと思えるのである。そしてそれは新時代的に、未来思考型に社会保険とかわるであろう。

新種保険の研究は、概して新進気鋭の学者によって推し進められてきた。新種保険が時代の推移と要請を保険の場においてもっとも敏感に反映するからである。そして当今では新種保険への考察

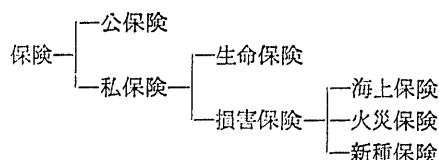
と努力なくしては、保険事業も保険学も成り立たなくなってきたまでの段階に到達した。ところがここに至って、新種保険という用語が少しく色薄れた感がある。新種保険が保険事業内で重要性を増すごとに、新種保険なる用語が使われなくなってしまいつつある。つまり重要度の増加において、新種保険が新種保険でなくなってきた。と同時に、いわゆる新種保険の研究分野は、主として業界在籍や業界出身の学者ならびに研究者によって、その開発を進められだすに至った。新種保険の事業が先行し、学理が後を追う過程で、業界系の研究者・学者が、しかも在来の新種保険の発想と検討の枠を超えつつこれを手掛ける傾向が強まってきたのである。従来の規格に比較的忠実にして、本来の路線を慣性的踏襲しがちな人々では、新種保険のさらに新しい研究はなしにくいのであろうか。

間違いなしに新種保険論は、保険学にとって新しい研究分野である。あたかも一時期前に社会保険論がそうであったように。保険学は新種保険論において社会保険論をその内部において超えるかもしれない。かほどの研究上の重要性が生じ、与えられつつあるこの分野に、社会保険側からほとんど積極的関心を示されなかったのは、やや理解に苦しむところである。もともと社会保険と保険の接触するところの研究は、保険側からこそなされたものの、社会保険側からは試みられたことはまったくといってよいくらいなかったのである。新種保険は両学問分野にとって、等しく魅力ある分野となった。保険における新しさはここに集約され、それは社会保険に大きく、広く、深くかわりをもつであろう。

さてこの新しい研究分野としての新種保険の学理においても、なお保守性と革新性をもつ学者が分別できる。斬新さにおける自重派と飛躍派の存在であろう。また進歩追求の過程での在来理論踏襲型と規範打破型の存在とされる。保険学界で今や重鎮とされ、とりわけ新種保険の研究では脚光を浴びている学者の記述に示されるところ、「新種保険とは私保険であって、海上保険、火災保険および生命保険に属さない分野の危険を保障する保

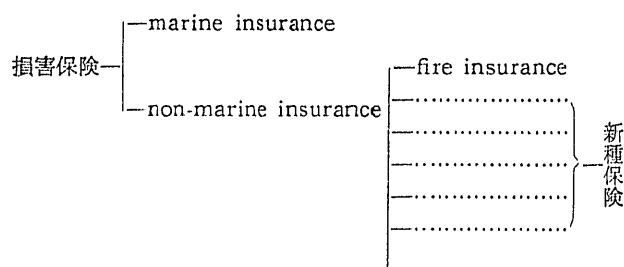
險である。また、新種保険は海上保険および火災保険以外の損害保険であるといってもよい。生命保険の領域でも新種保険という語が使用される場合もあるが、これは新しい型の生命保険という意味であって、言葉の正しい意味での新種保険ではない」（亀井利明稿「新種保険」98頁。これは木村栄一・庭田範秋編『保険概論』の一部、昭和51年6月、有斐閣）。

そして新種保険とはイギリスの accident insurance, アメリカの casualty in insurance に相当するもので、むしろそれは災害保険と訳されることが多いと指摘しているのである。新種保険は海上保険や火災保険より遅れて発達した損害保険一般を包括するものであると記している。



このようにもっともオーソドックス、それなるがゆえに保守的ともみられる新種保険の定義と位置づけに対し、最近では弾力性をもたせて新種保険を把握する。「ひと口に新種保険といってもいかなる意味を持つものであるのか、これに定義を与えることは殆ど不可能である。なぜならば、新種保険は火災保険とか海上保険などの如く、単一の保険或は系統的、論理的な保険の集団ではなく、種々雑多な保険の集団に対し普通に用いられる総括的な名称に過ぎないからである。簡単にいえば火災・海上以外の損害保険ということになるが、最近における各種新保険の出現はこのような区分すらも不明確なものとするに至っている。のみならず、……いわゆる non-marine 一本化の現象は新種保険という分野を一体的に把握することの意義をも急速に失わしめつつあるということが出来よう」（『新損害保険実務講座 第8巻 新種保険(上)』1頁、東京海上火災保険株式会社編集、昭和44年7月、改訂再版第3刷、有斐閣）とあるのである。

この『新損害保険実務講座』の前身である『損害保険実務講座』にあっては、その「第6巻」では「各種保険」なる文言を用いているのである。



それでいてその「総説」（上杉幸重稿）においては、依然として新種保険という用語を用い、以下ことごとくの章とその筆者は新種保険で統一している。なにがゆえの各種保険なる文言の使用なるかは不明で、疑問の残るところである。

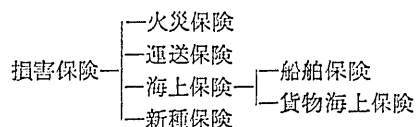
「ひと口にいえば新種保険とは、火災保険および海上保険（船舶、貨物海上および運送保険を含む）以外の各種の損害保険の総称である」。そして「機械の発明による社会的経済的環境の変化は数多くの新たな災厄を生み、その危険を担保するものとして種々の保険が生れ発展したのである。産業構造の高度化、社会生活の複雑化は今なお進行しつつあり、これに対応して新しい保険が生れつつある」（大林良一・水沢謙三編集代表『保険辞典』279頁の「新種（損害）保険」、昭和37年4月、有斐閣）。しかしてこの部分の最後のところに「『雑種保険』『災害保険』とあるのである。「雑種保険〔英〕miscellaneous insurance 火災、海上以外の各種の損害保険を広く意味する語として、わが国保険業界間で屢々用いられた。現在の新種保険と同義語であるが、現在では殆んど用いられていない」（同辞典211頁）。また「災害保険〔英〕casualty insurance 米国 casualty insurance の邦訳として現われた語であって、わが国では、火災、海上以外の各種の損害保険の総称として用いられている。新種保険と同義語」（同辞典198頁）と。ここで新種保険、各種保険、雑種保険、災害保険なる文言が実は一体的な概念のものであるということになる。

「新種保険〔英〕casualty and surety insurance ④わが国では、火災保険、運送保険、貨物海上保険、船舶保険以外の比較的近時に創設された各種の損害保険を総称して新種保険といっている。業務上慣用されていることばで注典上のことばではない」（横尾登米雄・青木延一改訂版編集代表『保

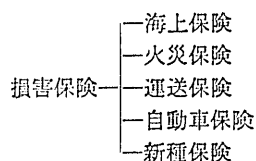
『新種保険』の424頁, 1971年4月, 保険研究所)。これといった目新しい定義ではないが, 実はこの項目の記述の最終部分のところで, 「④生命保険の『新種保険』については→『生命保険分野の新種保険』(426頁)とあるところこそ, 注意を払っておくべき記述である。



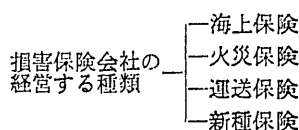
「新種保険……火災, 運送, 海上(船舶・貨物海上)の3種以外の損害保険を総称する名称」(ダイヤモンド社『保険小辞典』の「新種保険」100頁, 昭和47年8月)。もっとも通常にして簡略な新種保険の定義。



「新種保険から自動車保険を独立させ, 両者(運送保険, 自動車保険)を別個の種目とすることが多い」(木村栄一編『損害保険論〔第2版〕』の「第一章 損害保険総論」20頁, 1978年5月)。



「わが国では以上(海上, 火災, 運送, 信用, 汽罐機関, 自動車, 傷害, 盗難, 硝子, 航空, 風水害, 競走馬, 労働者災害補償, 保証の各保険——庭田注)各種の種類のうち, 海上, 火災, 運送の三種類以外のものを総称して, 新種保険と呼んでいる」(印南博吉著『保険経済〔改訂第3版〕』の22頁, 昭和32年9月, 白桃書房)。



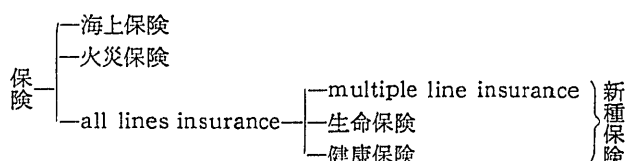
「生命保険業界では, 障害給付金, 入院給付金の給付内容を見直した新種災害保障特約を1969年に発売した」。「新種企業年金……新種企業年金登場の背景……新種商品の体系」。そして「新企業年金保険」なる文言を用いて「個人市場の変遷と商品の歴史」ならびに「法人市場と商品政策」を論述している編書(生命保険新実務講座編集委員会『生命保険新実務講座・4・マーケティングII』の7頁, 223頁, 231頁, 1990年10月, 有斐閣)があるが, これなどは生命保険における新種保険または新種保険的保険へと大きく接近, さらに踏み込んだ見解とされるであろう。生命保険でも新種保険, 新種年金, 新種特約などの発想・思想をいよいよ必要としだしたのでであろう。

新種保険は各種保険, 雑種保険, 災害保険などと呼ばかえられることはすでに述べた。そのほかノン・マリンとされたり, 特殊保険または兼営保険などとも呼びかえられているのである。かくのごとく各種の名称を付せられているところに, 新種保険の複雑性, 多面性, 多種性, 多岐性そして斬新性や創造性がうかがえるわけである。

「わが国においては海上保険, 火災保険以外の保険種目を総括して新種保険と称しているが, これは各種目の発売順序による分類であって, 必ずしも理論的に統一された新種保険独自の分類体系が存在する訳ではない。わが国で最初に発売されたのは, 海上保険(明治12年, 1879年)次いで火災保険(明治21年, 1888年)であるが, それ以外の種目はかなり遅れて発売されており, 各種の被保険利益を担保する多種多様な保険が続々と開発されるに及んで, これらの新規発売種目を総括して新種保険と称するにいたった」(大正海上火災保険(株)・火災新種業務部編『新種保険論』1頁, 1989年10月, 損害保険事業研究所)。かくて新種保険とは発売順序によって定義されたものとなり, きわめて漠然たる概念で定義され, それなるがゆえにきわめて幅広く包括されて, その中には公的な社会保険と同名なものも多数含まれ, かつまた社会保険を補足・補完, 場合によっては代替・代行をすら求められかねない保険が発見できるのである。新種保険が大分社会保険に近寄ってきた。

「新種保険……業務上慣用されていることばで、法典上のことばではない」(前掲『保険辞典』保険研究所, 424頁)。これだからこそ社会保険にも接近可能なのである。

新種保険に相当する外国語 casualty insurance (米), accident insurance (英)は徐々にすたれつつあり、これに代わって multiple line insurance が用いられた。これは生命保険および健康保険を除いた保険を意味するものとして、アメリカの保険法からきた用語である。この用語と並んで all lines insurance なる用語も存在し、これこそ multiple line insurance と生命保険および損害保険を総括したものとなっている。



「新保険ということなんでしょうけれども、これは、もちろん新種保険を含めまして、比較的新しい保険という意味でございます」(田辺康平・石田満編『損害保険双書・3・新種保険』312頁, 昭和50年10月, 文真堂)。「生命保険において新種保険という語が使用されることもあるが、これは新しい型の生命保険という意味であって、言葉の正しい意味での新種保険ではない」(須田暁『新種保険論講義(第2版)』1頁, 昭和54年10月, 保険研究所)。どうやら“新しい保険”または“新しい型の保険”と新種保険はかわるらしい。ここで注意すべきことは、新しい保険とは新しいリスク・危険に対応する保険ということであり、新しい型の保険とは新様式保険ということになる点である。さらにいいかえれば保険業界の用いる新保険商品と新契約方式の保険ともされるであろう。一般には新種保険とは新種商品=新種損害保険商品のことを指すがごとくにして、しかも随所に、そして散見的に新様式保険をも新種保険に取り込まざるをえなくなった事情・趨勢がある。

とにかく新種保険とは“新しい”保険でなければならないであろう。それが時間的にも、商品(種類)としても、タイプ(型・新契約方式・新様式)としても。そして「損害保険の中で新種保

険がどの程度に伸展しているかはその国の保険産業の発展度を示すバロメーターであるといわれる」(前掲『新損害保険実務講座』1頁)。一応は損害保険分野にのみ帰属する概念とされながらも、損害保険と生命保険の両分野の性格ならびに活動領域が接近または重複しだすにつれ、そして“第三の保険分野”と呼ばれる保険集団が相次いで登場・充実されだすに及び、生命保険分野でも新種保険なるものが検討されるに至ってきたのである。まさに時代の保険における流れであり、うねりであるといえる。「生命保険分野の新種保険〔生命保険における新種の意味〕新種保険の語は、生命保険の分野においても、広く慣用語として用いられているが、……一般に『新しい型(種類)の保険』の意」(前掲『保険辞典』保険研究所, 455頁)とあるのである。続いて「各社独自の経営体制の樹立という要請のなかに、新種保険の積極的な開発ということが強調されているので、この傾向は、ますます強まって、昭和40年頃から各会社競って創立工夫をこらした新種保険を発売し、まさに百花繚乱の姿である」(455頁)。そして生命保険における新種保険の事例として、年金保険(個人年金保険)はもとより、災害保障特約そして企業退職年金保険(適格年金, 調整年金)などを挙げている。社会保障を補完すべく現在社会で位置づけられた企業年金保険もまた生命保険における新種保険とされているのである。しかも新種保険は生・損両保険分野を問わず〈新しい〉そして各種保険や保障の〈総合化〉の図られたものとしても把握されているのである。総合化も新種保険への一つの道である。

新種保険の概念さらには性格までが雑然として不整理状態にあることこそ、新種保険の発展途上にあって、さらに領域を拡大、内容を豊富にしていることの証拠とされる。それゆえに新種保険が生命保険をも取り込みつつ社会保険へと接近を速めることができるのである。そもそもこのところの保険でいう“第三の保険分野”“保険の第三分野”なる概念には、①損害保険と生命保険の中間にあるもの、または両保険の性格や機能をそれぞれに備えるものとの把握の仕方に加えて、②私的

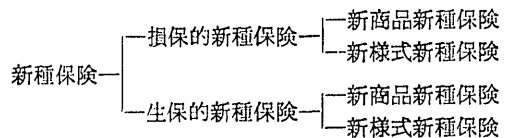
保険と公的保険の間にあるもの、または両保険の性格や機能を多少の別はあれ内蔵しているものとの把握の仕方もあったのである。当初から第三の保険分野、これすなわち新種保険は、各種の公的保険・社会保険と無縁・無関係には考究されもせず、誕生もしていなかったのである。だからこそ私的保険と公的保険、個別保険と社会保険はその相互間において補足・補完、代替・代行を追求しえたのであった。この両分野の捕捉、性格、機能において共通するところがあるからこそ、補足から代行までの関係が生じ、保ちうるのであろう。

- ① 人身に関する保険 (Insurance of the person)
……傷害保険、疾病保険、労災保険等
- ② 財物に関する保険 (Insurance of property)
……機械保険、航空保険、盗難保険、ガラス保険、家畜保険、風水害保険等
- ③ 責任に関する保険 (Insurance of liability)
……労働者災害補償責任保険、自動車損害賠償責任保険、原子力損害賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険等
- ④ 利益に関する保険 (Insurance of interest)
……信用保険、保証保険、利益保険等

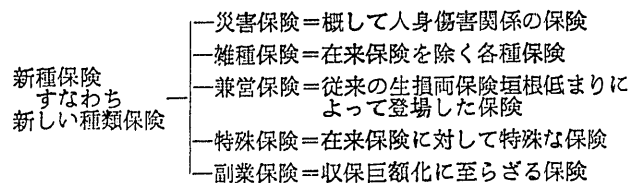
ここに掲示の新種保険分類図は、わが国の損害保険業界が一般的に使用しているものである。そして「新種保険の個々の保険種目をとってみると以上の四種類中の数種類を包括した形となることがある」(木村栄一・庭田範秋編『保険概論』99頁、昭和51年6月、有斐閣)。〈包括〉も新種保険への道である。「ある種の新種保険は、以上の種類の二つを結合したものである場合があり、また、三つ以上を包含する場合もある」(前掲『損害保険実務講座』2頁)。このあとに新種保険のことを雑種保険、兼営保険などとも称すとあるのである。もっとも業界では収保巨額化したものを新種保険の種目から外す傾向があり、その代表が自動車保険とされている。そうすると新種保険は見ようによっては発展途上の保険となる。収保を巨大化できない段階にある保険。「資本主義が不安の創造主になるとともに、保険が保障の創造主の役割を担うこととなった」(前掲『損害保険論〔第2版〕』11頁)。「危険なくして保険なし」の保

険学的格言から“危険あるところ保険あり”，さらには“危険あるところ新種保険あり”とされようか。

二つないしそれ以上の保険を総合化する場合があるということから、新種保険は新様式の保険でもある。世間では新様式の保険に対してさして高い評価を与えていない。新種危険に対する新種保険をこそ評価するが、これは一種の偏見であろう。新種商品であるためには、あるからには、しばしば新様式を取らざるをえないのである。また新様式の保険であってこそ新種保険としてよりよい現代的機能を発揮できるであろう。在来保険ではほとんど新様式は採用できえず、また新様式の保険にして在来保険ということはまずありえぬことであろう。“ニュー・タイプの保険=新しい型の保険”は新種保険そのものである。それは損害保険のみならず、生命保険にも登場してきたものである。第三の保険分野、第三分野の保険の登場と発展をまっけて、新種保険は新しい分類も可能となった。

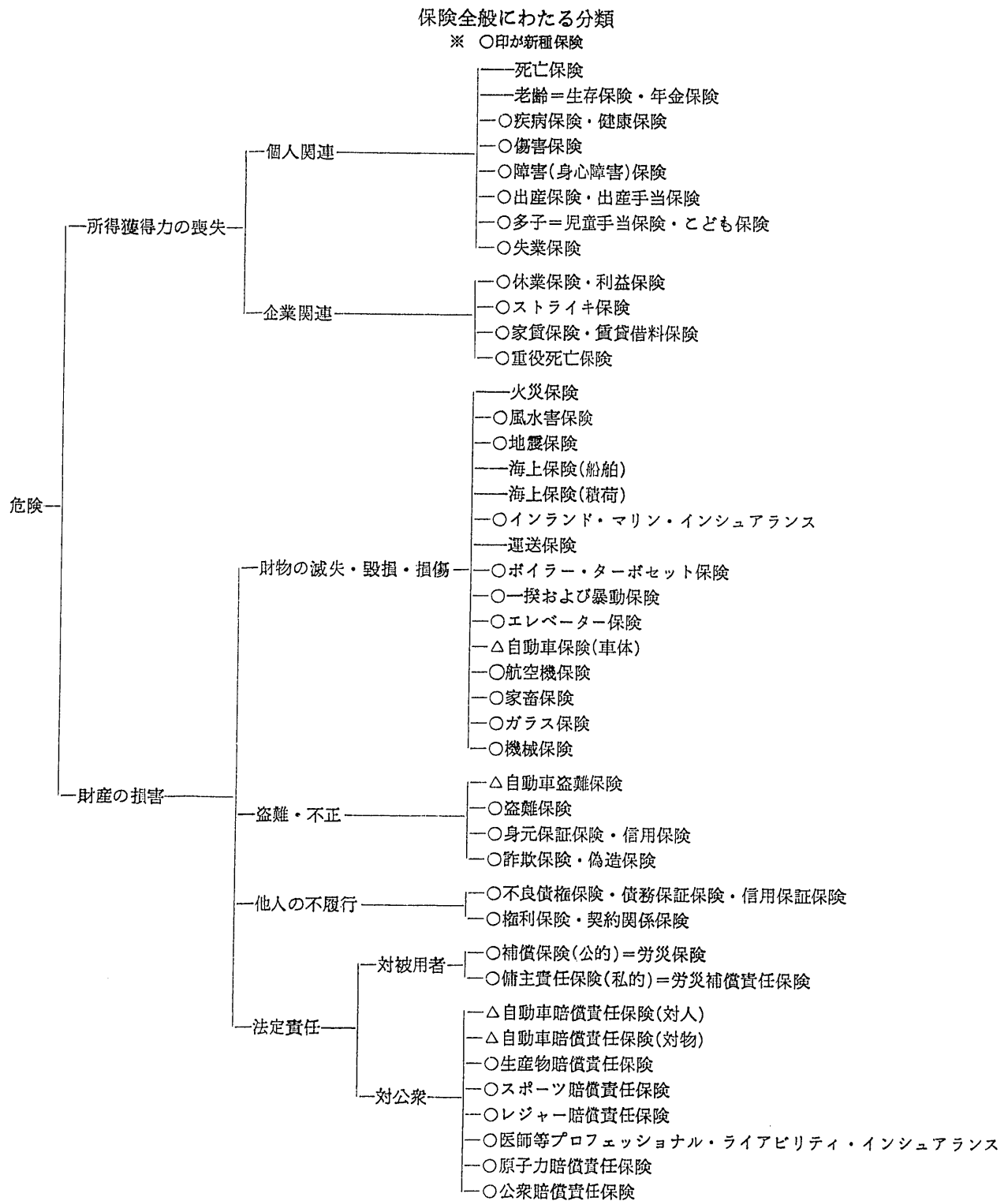


すでにしばしば本稿でも触れたごとく、新種保険には幾通りかの別称があって、その意味するところや印象は少しく異なるようである。



※ 本表は天野一馬講述・下島恒夫増補『新種保険』9～10頁(昭和38年3月、損害保険事業研究所)の表に庭田が加筆訂正したもの。

新種保険論の研究において、過去にあってもっとも注目すべき文言は、以下に掲げるそれであろう。「十分の経験をへてない危険(新種危険または特殊危険)は、保険の対象としては、概して gefährlich (危ない)であり、民間の営利保険は、これをきらって中々とり上げない。しかるに、経済は却って新しい危険を含みつつ発展するものであって新種危険または特殊危険への対処を怠ることは許されない。もしこのような危険が単に営利



の対象として好ましくないとの理由のみで保険から全くかえりみられないとすれば、企業者はこうした危険をふくむ事業を忌避または敬遠することにならぬでもなく、したがって危険は文字通りの危険としてとどまり、経済発展の契機をつみとることにもなる。未踏の世界をきりひらく個別経済

としては、少しでもより確実な地歩によりたい。危険または不確実をふくむ『新しい結合』(neue kombination) にこそ利潤が蔵されているのだと云えないこともないが、できることならば、石橋もたたいて渡りたい。期待する利潤の大きい反面、被る損失も非常に大きいという不確実はできるだ

損害保険の分類

●火災保険 普通火災保険 住宅火災保険 住宅総合保険 ○店舗総合保険 ○団地保険 月掛火災保険 火災相互保険 ○建物更新保険 ○長期総合保険 ○満期戻総合保険 ○店舗休業保険 ○積立(型)団地保険 ○地震保険 ●海上保険 船舶保険 貨物海上保険 ●運送保険 △●自動車損害賠償責任保険	●自動車保険 △自家用自動車保険 ○自家用自動車総合保険 △一般の自動車保険 ○自動車運転者損害賠償責任保険 ●傷害保険 ○普通傷害保険 ○家族傷害保険 ○交通事故傷害保険 ○旅行傷害保険 ○ファミリー交通傷害保険 ○こども総合保険 ○つり保険 ○自転車総合保険 ○所得補償保険 ○積立普通傷害保険 ○積立家族傷害保険 ○積立ファミリー交通傷害保険	○積立女性保険 ○積立こども総合保険 ○財形保険 ○傷害相互保険(普通・交通) ●動産総合保険 ○動産総合保険 ○ヨット・モーターボート総合保険 ○コンピュータ総合保険 ○金融機関包括補償保険 ○積立動産総合保険 ●賠償責任保険 ○施設所有(管理)者賠償責任保険 ○請負業者賠償責任保険	○生産物賠償責任保険 ○個人賠償責任保険 ○旅館賠償責任保険 ○ゴルファー保険 ●費用・利益保険 ○費用・利益保険 ○医療費用保険 ○●航空保険 ○●機械保険 ○●信用保険 ○●保証保険 ○●原子力保険 ○●建設工事保険 ○●風水害保険 ○●労働者災害補償責任保険 ○●ボイラ・ターボセット保険 ○●ガラス保険 ○●盗難保険 ○●動物保険 ○●船客傷害賠償責任保険 ○●情報化保険 ○●年金型損害保険各種など
--	--	---	--

※ ○印が新種保険

生命保険の分類

	個人保険	団体保険
主	・養老保険 ・定期保険 ・終身保険 ○・定期付養老保険 ○・定期付終身保険 ○・物価スライド定期保険 ○・生存給付金付定期保険 ○・こども保険 ○・貯蓄保険 ○・海外旅行保険 ○・医療・介護保険 ○・医療保障保険(個人型) ○・個人年金保険 ○・変額保険	・団体定期保険 ・団体養老保険 ・団体終身保険 ○・団体信用保険 ○・企業年金保険 ○・厚生年金基金(連合会)保険 ○・財形貯蓄積立保険 ○・財形年金積立保険 ○・財形住宅貯蓄積立保険 ○・財形基金(給付金)保険 ○・医療保障保険(団体型)
特約	○・災害割増特約 ○・傷害特約 ○・災害入院特約 ○(・災害保障特約) ○・入院医療特約 ○・成人病入院特約 ○・年金特約 ○・特別条件特約 ○・団体扱特約 ○・事業保険扱特約 ○・集団扱特約 ○・口座振替扱特約	○・団体定期保険災害割増特約 ○・団体定期保険傷害特約 ○・団体定期保険災害保障特約 ○・団体定期保険交通災害特約 ○・団体定期保険労働災害保障特約 ○・遺族年金特約

※ ○印が新種保険

け避けたい。新種危険・特殊危険といえども、それ相当の経験とそれにもとづく或る程度の類推とをもってするならば、これを保険の領域にひき入れられないでもない。ただし、これを民間の営利保険に期待することは必ずしも常に可能なことなく、国家が強大な財政力にたのんでこれを保険の対象にとり入れるのが、しばしば望ましい。そして、なお相当の試験期を経て資料がよりよく整備するに至れば、これを民間保険企業の経営にまかせる。つまり、国営企業は橋わたしの役をするのである」(前掲『保険学講案』132頁)。まことに卓見とされるべく、とくに後段の主張は見事にして、適切そのものといえよう。ここにこそ国営の新種保険があるのであり、しかもそれは事情に応じて漸次民営の新種保険に移行させられる可能性がある。

ここに若干例を示してみよう。労災保険は公的でなければなかなか行えず、公営の労災保険として存在を続けつつ機能発揮(労働者の生活保障と事業主の賠償責任の遂行)をなしてきたが、昨今では民営私的な労災保険が登場し、そのあり方を変化・拡大しつつあるのである。疾病保険とて同じことで、公的公営の健康保険がありながら、最近では民営私的な各種医療保険が登場している。ま

た別の例を示せば、失業保険こそ社会保険としてしか遂行し難いようにもいわれ続けてきたが、その後損保業界に所得補償保険なるものが作られて、これなどは幅広く捉えられた一種の失業保険的保険として、新種保険の一角を成すものと指摘されている。まだまだ例示すれば沢山あり、a. 公的保険から私的保険に移されてきた新種保険、b. 私的な存在が公的なその登場を促したとされる新種保険。かくて新種危険に対応する新種保険は、私的と公的な両領域を行き交う現象を呈しだす。

II 保険の発達と新種保険

新種保険の発展を促すものには、数多くの要因が挙げられるであろう。新種保険は時代の進歩と進化、発展と向上につれて、ほとんど必然的かつ運命的に登場してくるとされるものではあるが、それと同時に新種保険を生み出すための諸努力なくしては決して創作されえないものでもあるのである。しかも新種保険は保険経営にとって黒字・利益をもたらすものでもありながら、時として逆に赤字・損失を生み出す種目ともなりかねない。ここが微妙なところである。たとえば、保険経営の金銭的な収支計算では赤字となることを覚悟しながらも、その他の面での効用が見込まれることで新種保険の創造と発売に踏み切ったり、新種保険の扱いを継続させるといった事例もしばしばである。収支計算をある程度まで無視し、ある限度まで忍耐しながら新種保険を運営するというところに、新種保険の福祉性と社会保障性などが盛り込まれ、認識される。そこにはしばしば“ノーロス・ノープロフィット”なるスローガンが掲げられるのである。

〔新種保険の登場を促す要因〕

④ 社会経済的要因

- (1) 高度技術化社会への歩みを続けるなかで、各種の新しいリスク・危険が発生し、これが新種保険の考案を刺激した。
- (2) 社会経済の複雑化、とりわけ人間関係のそれで新しい＝物的な域を超えた新しいリ

スク・危険、たとえば賠償責任の発生のごときものが出だしてきて、それが新種保険を生み出させた。労災保険もしかり。

- (3) 社会の万物がスピーディーに動き、流れるようになってきて、そこに新しいリスク・危険が生まれてきた。例示すれば航空機やロケットの開発などで、これが新種保険発生の土壌となった。
 - (4) “目に見えないもの・不可視物”のごとき従来の科学水準と生活内容からは想像できなかった“もの”をめぐって、新種リスクから新種保険へと事態が展開していった。たとえば電波をめぐっての新種保険。
 - (5) 外国との物流と人流、そしてその他の流れの活発化で、新種リスクが激増し、新種保険が増加した。たとえば輸出保険、海外旅行ならびに在住の保険。
- ⑤ 社会生活上の変化要因
- (1) 社会生活が豊かとなって、新種リスク・危険への対策が可能となり、そこに新種保険が必要されだした。
 - (2) 教育の普及・向上、知識の高度化と広域化によって保険への理解が深まり、新種保険も作られやすく、作られれば普及しやすくなった。
 - (3) 社会各人の生活の向上化しつつの平均化で、平均人対象の新種保険が登場をみるに至る。
 - (4) 情報化社会ということで人々が、また企業が新種リスク・危険への反応が敏感となり、新種保険がそれだけ創造そして流布しやすくなった。
 - (5) 社会生活の複雑化、人間生活面での関係煩雑化のなかで、これに備えるべく新種保険が登場する。それは単なる物的生活面だけでなく、教育面とか、夫婦面とか、レジャー面、はては冠婚葬祭などをめぐっても新種保険は作られてくる。
 - (6) 女性の社会進出と経済力の強化、子女への、社会的な存在者としての子供の生活福祉の尊重、高齢者の生活とそこでの福祉の

重視などで、それに関係しての新種保険が生み出されてくる。

- (7) 実物経済と貨幣経済の重みが拮抗するようになり、ここに金融リスクという新しい企業リスクならびに生活リスクが発生し、金融をめぐる新種保険が出だしてきた。
- (8) 国民の間に広く権利意識、福祉意識、自立意識などの発生と増大が見られ、つまり意識革命が進行するなかで各種の新リスク・新危険が注目を受け、それに目覚めだし、新種保険が作られた。

◎ 保険業界・保険企業における要因

- (1) なんといっても在来保険（海上保険・火災保険そして生命保険のなかの養老保険など）の需要に対し供給が満杯となって、新しい保険種目でより営業成績の向上を図らなければならなくなったことであろう。
- (2) 生保と損保の社会的な趨勢としての垣根の低まり、さらに撤廃ということで新種保険が作りやすくなり、新種保険をもって相互に参入を図るようになってきた。
- (3) 外国の保険資本・保険会社が日本上陸を図り、その際日本にない新種保険を日本市場参入・乱入への武器とした。たとえばガン保険などはその代表。
- (4) 他業界とりわけ金融業界の諸企業が保険市場への参入を図り、同時に保険企業も他業界への参入に努め、その際に金融商品と保障商品の結合がそれぞれ図られて、そこで新種保険が多数登場した。
- (5) 保険業界の発展に発展を続け、保険企業が拡大に拡大を遂げる過程で、資金力の面からしても新種保険を手がける余力・実力がついてきた。
- (6) 保険経営において、その技術が向上し、さらにそれを社会的な統計資料の充実が下支えして、そこに新種保険を取扱商品の一部に組み込むことが可能となってきた。ここでいう技術とは新種保険組成に関する技術と同時に、新種保険を取り込んだ保険経営の技術をもいうのである。

- (7) 保険組成・形成、保険提供・販売などをめぐる新様式の諸手法・諸技法が考案・開発され、ここに新様式型新種保険が多数登場してきた。
- (8) 社会的要請（主として新種リスク・危険の激増に基づいて）が保険業界に新種保険の開発と発売を強い、これに応ずべく新種保険に業界・企業が乗り出した。
- (9) 公的にして、ある意味・ある点では社会保険とされる諸保険が財政的な行き詰まりで、その果たしえない機能の一部を私的保険に求めるようになり、ここに公的性格の強い私的新種保険が多数登場することになった。そこには行政当局による要請だけでなく、強制に近い場合もあるのである。原子力保険、自賠責保険、地震保険、個人年金保険、企業年金保険、医療保険、介護保険等々。

新種保険はかくのごとく多角的要因・要請、必要などの事情よりして相次いで登場してきた。それをここでさらに大きく整理してみると、およそ次のごとくになるであろう。

〔新種保険の登場における潮流〕

- ① その発展段階での保険の技術によって、社会的に発生したリスク・危険の新種保険化が可能たること。リスク・危険の激増こそ新種保険を生み出す基盤。保険に付けられるもの、すなわち被保険利益・insurable interest さらに担保危険の何であるかによって新種保険が形成されてくる。そこには「原子力保険から鶏保険まで」（東京海上火災保険株式会社編『損害保険実務講座 7 新種保険(上)』、3頁、1989年4月、有斐閣）、そして“宇宙衛星保険から子供三輪車保険まで”、さらに“地球環境関係保険からペット保険まで”となる。あたかも“ゆりかごから墓場まで”、または“妊娠から埋葬まで”のごとし。
- ② それぞれの保険の扱う複合的なリスク・危険を切り離して単独危険を担保する単品保険を作ったり、単独危険の単品保険を組み合わせ

せて総合化保険を作ったりする。単品化も総合化も新種保険を生み出し、組成する保険的テクニックである。

- ⑩ 新様式の考案で新種保険の開発が刺激され、おおかた新種保険は新様式の活用を待ち望んだり、受け入れるものである。新様式保険は新種保険である。新種保険は近頃とみに新様式保険に接近し、それになりつつある。
- ⑪ 〈私的・私営保険——公的・私営保険——私的・公営保険——公的・公営保険〉と、保険といってもさまざまである。私的・私営の保険つまり純粹の個別保険（反対極が社会保険）以外の保険の多くは新種保険に組み込み可能であろう。社会的発想に基づき、社会的危険に社会的対応を実施するものとしての社会保険各種も、私的発想の私的危険に対する私的対応としての私的保険の側から見れば、やはり一種の、あるいは異種の、そして独特の新種保険というであろう（その妥当であるかどうかの判断を別して）。発想の多角化がとにかく保険をめぐるそこにある。“個人生活と個人生活福祉”に個人保険で備えるという方途もあれば、“社会生活と社会生活福祉”に社会保険で備えるという方法もありうるというわけである。
- ⑫ 人間的生活と社会福祉への評価ならびに希求が強まるにつれて、経済的保障のための保険が急速に重視されだしてきた。公的保険・社会保険が発展を遂げ、私的保険・個人保険も向上を続ける過程で、両者の接近・接触、交錯・交流の諸現象が見られ、ここに“社会保険的新種保険”もあれば、“新種保険的社会保険”も生じ出すことであろう。もとよりここでの新種保険には私的ならびに個別的保険の色彩や要素が含まれていることは否めない。“私的新種保険的社会保険”は決してありえないことではない。
- ⑬ 生損両保険間、保険と諸金融事業の間での相互市場参入を契機として、それぞれの業界と企業にあって、各種機能の組み合わせと総合化で新種保険が作り出されてくる。“保険

の本来的・第一義的機能は保障、派生的・第二義的機能は金融”との定義・公理は新種保険の登場によって徐々に崩され、通用しなくなるであろう。

保険の歴史は資本主義の経済ならびに社会の歴史でもある。新種保険の発生と発展を含め、保険は社会経済とともに生成・成長を続けていくからである。保険の側から社会経済の進歩・向上を推進する実態もなくはないが（最近ではこれが非常に多くなってきた）、やはりどちらかというと社会経済の高度化や展開につれて、それとの関連で保険が発展を遂げてきたとのコースのほうが主となろう。当然かかる発展過程で新種保険もその歴史を捉えられなければならない。

〔社会経済・保険・新種保険の歴史〕

（一）初期資本主義時代（商業資本主義時代）

この時代は個人保険業者の形態で発生した保険が株式会社の企業形態のそれに移行しつつ、発展を続けていったところに特色があり、保険種目としてはまず海上保険、次いで火災保険の開発をみた。新様式保険としては予定保険が早々とこの時期にみられる。損害保険のなかの在来保険が形態を調べて完成に近づいた時代である。

（二）中期資本主義時代（産業資本主義時代）

この時代は保険の種目が調って、しかもそれぞれが大いに発展を見つつ基礎を強化し、株式会社形態の私的・私営保険が社会的地位を確立したのであった。近代的保険が一応の開花期を迎えたのである。そもそも相互扶助の共済の方式で誕生・成育を早々とみていた制度が、生命保険として近代的保険化されて登場してきた。この生命保険は順調な発展の過程で在来保険・旧来保険へと繰り込まれていった。

昔から原形的に存在した社会保険の各制度がこの時期にいよいよ本格的な社会保険に成育、そして機能発揮をしいしたのである。そこには新様式も考案され、さらに新種保険としても開発されたのであった。この事実に着目す

れば、ただ単に新種保険が社会保険を刺激して発展させたというだけでなく、社会保険の側からも新様式保険ならびに新種保険を誕生・向上・拡大させたともなされ、それがこの時代においてとくに顕著であったとされるのである。私的保険は技術の面で社会保険の先達（先輩）であり、社会保険は理念の面で私的保険の先師（先導）である。

新様式保険として忘れてならないのは簡易保険（簡易年金保険も含め）の登場である。小口保険、無診査保険、週払い・月払い保険料の保険としての分割払方式保険、集金制保険などの新様式保険の特徴をこれにおいて開発し、体現した。そして簡易保険は第二の社会保険的保険、社会化保険としての性格においても新様式的であり、従来の養老保険に対してはまさに新様式的な新種生命保険なのであった。国営保険としても民営・私営のそれに対して特徴的である。

損害保険においても新様式保険の登場は顕著である。そこには新価保険（復旧保険）、総合保険（総括保険）、弱体保険などが代表として挙げられる。これらはおおかた新種保険的である。

資本主義経済は高度技術化への道を歩むもので、そこにリスク・危険の増加がもたらされて、新種保険が続々と登場したのであった。これこそ新種保険の発展を促す主因とされるであろう。ただたくさんの新種保険のなかで保険経営的にも採算があって長く以後も存続しえたものと、商品として開発されはしたものの、その後はさして販売面で力を入れられず、ただ名のみ留めている新種保険もある。さらに儲かるということで新種保険が保険企業によって扱われている事例に対し、採算を度外視し、儲けを忘れて新種保険を扱う場合もあって、それにて社会的な福祉に協力するというイメージアップ、評価引き上げを図ることになるのである。かかる新種保険は社会保険的保険とか福祉性保険などと性格把握されている。

(三) 後期資本主義時代（金融資本主義時代）

この時代こそ新種保険の花盛りといえるであろう。と同時にそれは在来保険・旧来保険の業績上におけるシェア圧縮・低落の時代でもあった。新種保険の新たに本格的な時代の到来とされるのは、まず自動車保険の誕生と発売、次いで各種賠償責任保険のそれ、続いて傷害保険のそれ、さらに各種医療保険のそれ、ついには女性保険と年金払式保険・損保型年金保険の創出と推進と展開するのである。

生命保険部門では、なんといっても団体保険方式なる新様式保険の流行である。それに新種保険としての年金保険の各種が絡み、ここに企業年金保険の最盛期を迎えた。そこには人口構成の高齢化現象が大きくかかわっている。企業年金とは別に各種の工夫の凝らされた個人年金保険があり、それらは新様式であったり、新種であったり、新様式型新種保険商品でもあったりする。

生命保険でも、そして当然に損害保険でも、そこには保障の総合化現象がみられ、それは保障機能間のみならず、保障機能と貯蓄機能、保障機能と現物給付行為、保障機能と保障以外の諸サービス等との間での総合化であったりもする。とりわけ資産運用活動を重視して財テク機能との結合を図る新種保険、資金運用の成果を踏まえての変額保険・変額年金保険が現れて、これらの多くは新種保険そのものとされるのである。損保業界における長期保険や積立型保険などは、財テク損保であったり、貯蓄型損保でありもして、そのおおかたは新種保険と位置づけられる。

社会保険においても、社会保険としての新種保険が発見できる。農業者年金（年金保険とみるならば）、地域型と職能型の国民年金基金（年金保険とみるならば）、国民年金内付加年金（年金保険とみるならば）、これである。また社会保険のあるもの、ある仕組みのものは、私営私的な保険と類似することによって新種保険とみられうる。総じて社会保険といえども、“保険方式か、税方式か”など

の問いかけがなされる以上、完全に保険の原理や技術と無縁化されているわけではない。してみると私的私営保険、私的公営保険、公的私営保険の場合に準じて、そこでの保険のあるものは新種保険としようのである。まして保険ならびに年金資金の自主運用・自家運用の問題まで絡みだすと、もはやそれらはごく幅広く捉えられたところの新種保険とされうであろう。社会保険の著書・文献では個人保険・個別保険に関する論述がほとんどの場合みられないが、保険学の著書・文献にあってはすべてこれ社会保険に触れるところがある。よって保険一般の立場・視角からすれば、社会保険、社会保険のあるものは新種保険とされうであろう。

III 社会保険への新種保険論適用の効用

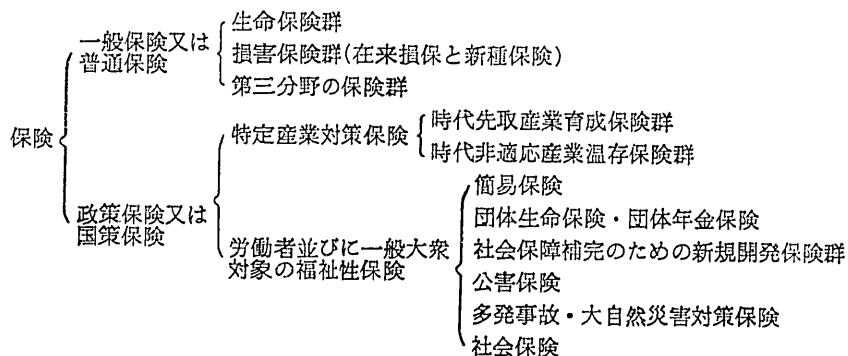
「新種保険」という項（章、節に続く項）を起こして、そこで「18世紀にドイツに形成された公法的火災保険は、19世紀の初めにはオーストリア、スイスにも出現し、19、20世紀を通じて新設や保険部門の拡張を見た例が少なくない。又新価保険及びスライド式新価保険の採用も公法上の火災保険施設によって始まったと言われる」（大林良一著『保険理論 第2版』43頁、1975年6月、春秋社）。これによると新価保険、インフレ・スライド保険、そして公法上の保険のなかの保険、これらが新種保険に組み込まれている。

同じく「新種保険の発達」なる項を起こして新種保険を論じ、新種保険として“簡易保険”“標

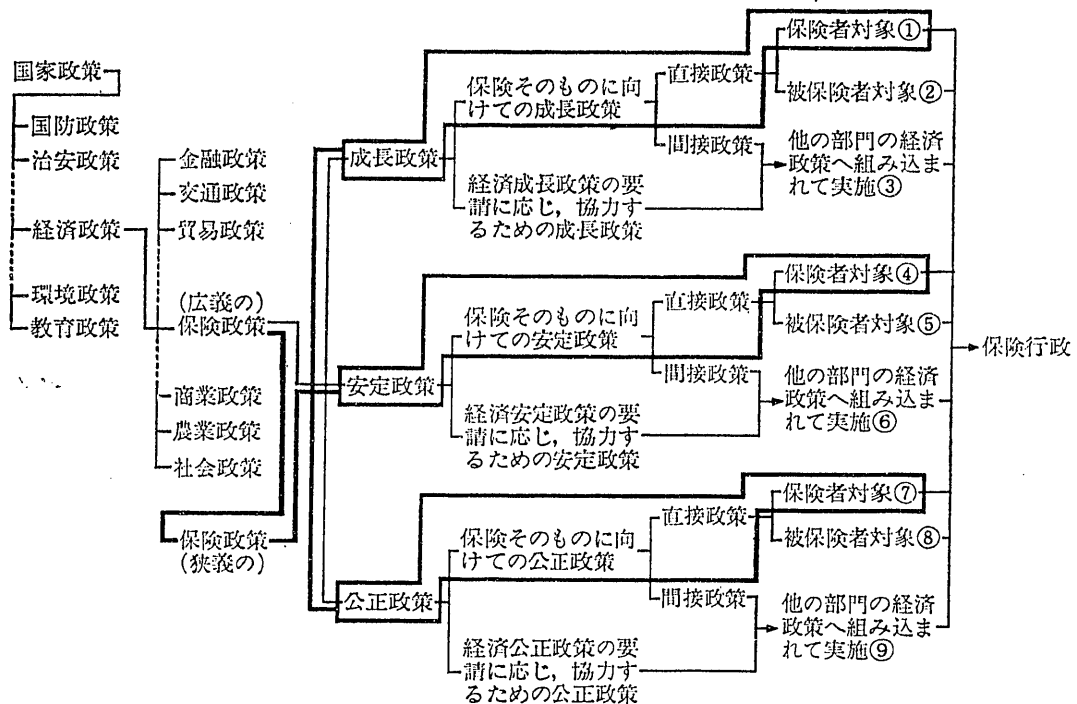
準下体保険”“廃疾給付付保険”を挙げて解説を加えているが、これだと生命保険にも新種保険が多々あることを主張する結果の文献ということになるであろう（大林良一稿「生命保険の発達」46～49頁。これは「生命保険実務講座」刊行会編『生命保険実務講座 第1巻 総説編』（昭和32年9月、有斐閣）に含まれている）。

保険そのものの分類の一例をここに示そう。そこには政策保険または国策保険なるエリアがあって、そのなかに社会保険が位置づけられるであろう。社会保険そのものを新種保険とするというよりは、新しいリスク・危険（在来の海上危険・火災危険、従来からの死亡危険・生存危険以外の）と新しい様式で組まれ、扱われる保険を新種保険とするのであり、それならば生命保険のエリアにも、損害保険のエリアにも新種保険は存するであろうし、社会保険のあるもの、社会保険類似のあるもののなかにも、新種保険はありうることになるのである。

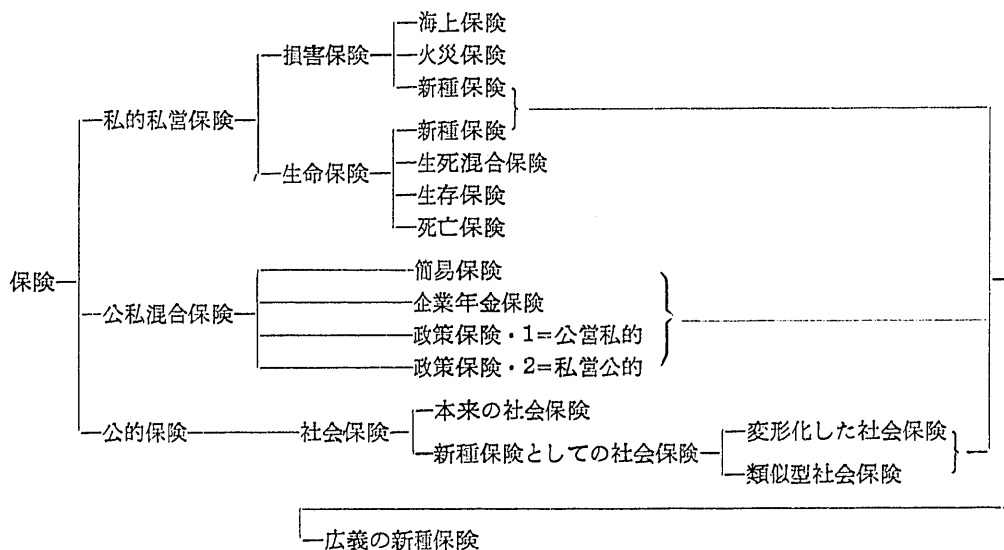
社会保険に新種保険の概念を適用したり、性格を敷衍しようと努めることには、いかなる意味ならびに効用が発見できるであろうか。もとよりこれから新たに作られる保険を新種保険に組み込むことは当然としても、今まであるものをも新種保険に送り込むことによって、実は保険としての位置づけを確固たらしめ、在来保険からの離脱や分立を可能ならしめるのである。新種保険とされることで、俗にいう“保険としての市民権の確立”につなげるのである。便宜的にとある社会保険の種目に付け加えられて実施をみていた経済的保障のあるものを、新種保険と公認されつつそこに位



※ 庭田範秋稿「生命保険論」101頁。これは庭田範秋編『保険学』（1989年10月、成文堂）に収録。



※ 庭田範秋稿「保険政策論——その“外なる環境”と“内なる課題”の社会学——」81頁。これは慶應義塾大学商学会『三田商学研究・第32巻第6号』（平成2年2月，慶應通信）に収録。



※ 庭田作成図

置づけられることで、いよいよ保険となりうるのであって、保険的合理性をもって仕組み直され、実施に踏み切ることができる。新種保険とすることで、本来・在来・旧来の社会保険の“新しくも珍しい”部分（それは追加されたり、上乘せされたり）をして、一人前の保険制度たらしめるのである。

新種保険となることで、それが在来社保からの

脱皮だけでなく、飛躍となる場合が結構多いのである。保険的理論武装・保険的制度化への途が新種保険化で開かれてくる。とかく種々なる要素や手法を混入させがちな社会保険本体をして、簡明化させるわけである。世界各国共通の現象であるが、各種の社会保険はあまりに複雑・混乱そして便宜的無軌道の存在でありすぎる。それぞれの部分を切り離し、本体と切り離された部分で内

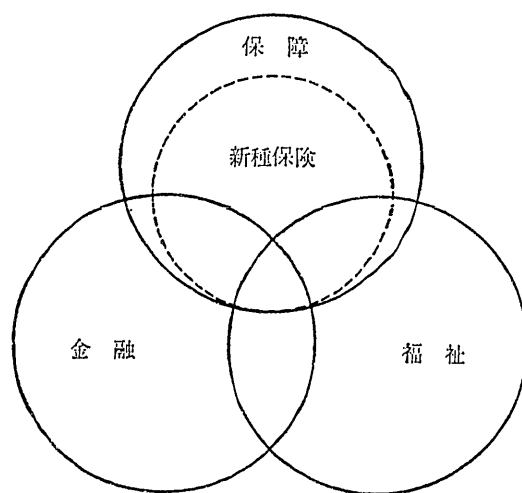
容や機能を整理しつつ、より近代的な保障機能の発揮を遂げるためにも、切り離されるべき部分の新種保険化は適切な措置といえよう。おそらく新種保険としての分離でなければ、切り離された部分・制度の機能は、合理的・効率的そして近代的なものたることはできまい。新種保険は一面において在来保険の整理をなし、他面において新しく整理された保障分野を生み出すのである。社会保険は現段階でもっとも整理を必要とされる制度であろう。

新種保険の存在と発展は、それなりに新しい意義・意味をもたらすものである。それというのも新種保険が在来保険に対し新種なるがゆえに、新しい（時代即応の）原理と新しい（進歩順応の）技術を生み出して、使いこなすからである。保険の発展はそこにおいても可能である。こうなると新種保険の誕生はまさに積極性をもたらすものとされる。新種保険の意味や効用の“前向き”な把握である。やむをえず、時代の要請に推されて新種保険が誕生することはもちろんある。しかし新種保険の意識的な創造で新しい保障が開発されるのである。そこには発想の転換もありうるであろうし、原理や技術の向上を意味する変化・変転もみられるであろう。そして社会保険こそ発想の拡大・転化を必要とし、原理や技術の革新・飛躍を回避できなくされている。新時代の新社会保険、新しい流れのなかでの新しいあり方を求められる新社会保険であれば、新種保険に大きく歩み寄る必然性を含む。

社会保険の財政窮迫・財政危機の発生・到来を契機に、その保険性の確認を行ったり、保険原理の尊重を図ったり、保険技術の活用に努めたり、試みを展開・実施するに際しては、必ず扶養論・扶助論そして福祉論の側からの反発が生ずる。それはそれで“弱者の救済”とか“社会政策の実現”などの点よりしてまことに妥当とされるところであろうが、そろそろ年金水準の抑制とか医療給付の節約などがいわれだした折柄、現役勤労者の税負担ならびに社会保険料負担の軽減要求が本格化していることにも照らして、“費用節減”は避けて通れない道であり、社会保険そのものをこ

こで保険として検討し直し、組み方を考究することの意義は少なくないであろう。その際、在来保険の枠を超えて、万事により弾力性のある新種保険の原理・技術・あり方・機能展開などを社会保険の上に射影してみる。場合によっては導入してみることは、試みて無駄な結果とはなるまい。各界・各立場からの反発を、それでも希薄化させたり、なにがしかは回避しうるであろう。

総じて新種保険には保険的合理性がある。と同時に在来保険からの脱皮と離脱もある。それでいて保険としての制度的な有利な点を持ち続けることも可能である。いかに福祉のための社会保険とはいっても、保険と完全に手を切ることはあまりに危険であり、冒険でありすぎる。財政問題・財政事情からして、たとえば制度間財政調整という手法がこのところしばしば採られるが、これとても本来ならば再保険の制度を通じて行われる方がより妥当であり、そもそも小さく分立してしまっていて、保険や年金を円滑に実施し続けるためには小規模な保険団体に過ぎてしまったものを、実は各制度・各保険団体を解体して一挙に大規模制度・大規模保険団体に組み替えるのを回避したり、後送りするための事態遷延・状況つなぎの手段としての財政調整でもあるのであろう。だからこそ年金制度ならびに医療保険の一元化・一本化の構想が必ず付随して生ずるのであり、やはりそこには保険における収支処理の方途の見え隠れするところがある。新種保険としての合理性追求の方が、



あるいは本格的にして早道なのかもしれない。

保険という制度が貨幣操作の特殊金融機関であることは、古くから認められているところである。それが最近では資金量の増大につれてますます本来の金融機関に接近しつつある。それに人口構成の高齢化現象の進行につれて、私的私営の保険のところでは採算を度外視することのないまでも、なお福祉関連の事業にも触手を伸ばしつつあり、ここに“保険における業務範囲の見直し・拡大”が論議されだしてきたのである。具体的には金融業務や貯蓄（推進・引き受け）業務ならびに投資運用（代行）業務などをも実施するようになり、さらに現物給付活動（老人ホーム紹介・経営、介護人や派出婦紹介、各種介護関連事業の代行等）をも併せて行うようになり、かかる保障以外の機能を兼ねることによって、その保険が新種保険へと成長していくのである。社会保険においてもそこでの資金を利用して諸福祉事業を遂行したり、蓄積された資金を自主運用・自家運用しつつ、そこからの成果を保険数理に反映させていくようになるに従い、本来の、または純粋の、それなりの在来の社会保険の性格から、私的性格をも加味しつつ新種保険のそれへと移行していくようになる。社会保険が新種保険的に扱われたり新種保険へ性格転換を進めることを、あたかも社会保険の後退とか、墮落とかだけで把握してはならないであろう。

私的私営の保険（とりわけ年金保険）と公的公営なる社会保険（とりわけ年金保険）とでは、その〈収支＝財政〉のあり方で相違するところがあ

保険の収支・財政のあり方

	個別保険	社会保険
長期的	厳格な数理計算	一種の“目安”的計算
短期的	配当で適宜調整	財政再計算ごとに〈改正〉による修正

る。

やはりこの両者は運営手法と手段で相違している。だからといって完全に別なものというわけではない。たとえば私的私営保険＝個別保険でも変額保険・変額年金が出だしたし、古くは物価指数保険もあるのである。今後は各種のユニバーサル保険が開発・登場・販売されだすのであり、もはや従来の保険数理の固い姿勢だけでは解しきれなくなってきたのである。同様に社会保険でも数理の厳密性・厳格性はそれほどいわれなくなってきた。どちらかという社会保険は保険数理の結果に弾力的に臨みがちである。おおかたの社会保険は国営（または公営）にして、国営保険には“倒産・破産”という事態発生の考え方はなく、したがって原則的には再保険は不必要とされているのである。保険数理に対する姿勢に弾力性が生じたり、自由変化が可能化されたりというところに、いかにも新種保険の特徴の一端が現れているのではないか。結局、新種保険は金融事情・数理計算事情・数理計算基礎率そしてリスク・危険変動性などが、あまりに急速にして、正確把握の範囲を超えるやもしれない現代にあって、やむをえずか、積極的対応のためかの別はあれ、新種保険の発想で乗り切ろうというところが多分である。ゆえに新種保険の興廃常ならずはその宿命である。新種保険はその時代の“申し子”であったり、“風雲児”であったりする。社会保険といえどもこの圏外にはあり続けまい。

※ 保険組成に際し、1人1人・1件1件と危険を考えて選んでいくところという個別保険，社会的規模でみて社会的危険として社会的対応を考えての保険という、それがここでの社会保険で、この分類方法は保険学には古くからあった。

（にわた・のりあき 慶應義塾大学教授）